

**「第4次佐倉市地域福祉計画(案)について」に  
寄せられた意見と市の考え方について**

(1) 意見募集結果

意見募集期間	令和2年1月24日から 令和2年2月7日まで
意見募集結果	意見提出者数 1人(1個人、0団体)
	意見数 6件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 0件
	原案のとおりとしたもの 6件

(2) 意見の内容と市の対応

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	27ページ、障害者虐待防止法では、医療機関内の障害者虐待は対象外ですが、実際は、精神科病院の職員が患者に暴力を振るう事件が多発し、その他の医療機関でも、暴言という心理的虐待や、障害年金の診断書を書かないという経済的虐待や、性暴力等のドクハラが後を絶ちません。国が障害者虐待防止法を改正しないのなら、先に佐倉市で医療機関内の障害者虐待に対する条例を制定し、ボトムアップで国を動かすべきです。当事者や家族は苦しんでいます。	本計画は、地域福祉の取組の方向性を定めるものとして、基盤となる理念を示し、分野横断的・一体的に地域福祉を推進する内容としております。 いただいた具体的なご意見につきましては、本計画書案の27ページに記載の「虐待防止」の取組を進める上のご意見として承ります。	無
2	34ページ、障害児の親への支援以外に、障害をもつ親への支援も必要です。障害をもつ親同士が子連れで集える場や障害をもつ親自身が頼れる社会資源の情報も、市のホームページや「こうほう佐倉」、ガイドブック等に載せて下さい。	いただいたご意見の内容につきましては、「障がい児・者福祉サービスガイドブック」(市ホームページにも掲載)等に一部掲載してございますが、本計画書案の34ページに記載の「情報発信」の取組として、今後も情報の発信、啓発に努めてまいります。	無
3	41ページ、ひきこもりの方々に社会参加を促すのはとても大変です。訪問支援や電話相談だけでは限界があります。市でコミュニティFMを設け、それを利用して、ひきこもりの経験者から、「社会参加して良かった。」という生の声を届け、初めの一歩を踏み出せるような支援を展開できないでしょうか？啓発活動にもつながるはずで	No.1でお示した内容同様、いただいた具体的なご意見につきましては、本計画書案の41ページに記載の「住民参加」の取組を進める上で、今後の参考とさせていただきます。	無
4	43ページ、もし自分が精神疾患を発症したら、どう対処すべきかを学ぶ、メンタルヘルスリテラシー教育も、福祉教育の充実と同様に重要です。その旨、加筆をお願い致します。	No.1でお示した内容同様、いただいた具体的なご意見につきましては、本計画書案の42・43ページに記載の「福祉教育」の取組を進める上で、今後の参考とさせていただきます、原案のままいたします。	無

5	<p>43 ページ、世代間交流等を深めるふれあいの場づくりの一つとして、市内での大学の開学を提案します。その中の学生食堂や売店が障害者の就労支援事業所なら、学生は日常的に障害者と接することができ、福祉教育につながります。人生の途中で障害者となったが故に、学生生活を継続できず、青春を奪われた人にとっては、大学に「通う」こと自体がリカバリーや社会参加の促進への一歩になります。障害者がゲストスピーカーとして、大学の授業で学生に体験談を話すことも、障害者に対する理解を広めるために役立ちますし、立派な障害者就労のロールモデルです。</p>	<p>No.1 でお示しした内容同様、いただいた具体的なご意見につきましては、本計画書案の 43 ページに記載の「ふれあいの場づくり」の取組を進める上で、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
6	<p>71 ページ、令和元年度の地域福祉フォーラムが、大雨及び災害対応により中止となったそうですが、日程を変更して、改めて開催しようという予定はないのでしょうか？</p>	<p>10月27日の地域福祉フォーラムの中止以降、会場の確保や広報等の点から、今年度中の開催が困難であったことから、改めて開催せず、中止とさせていただきました。</p> <p>なお、当日に配布・発表を予定していました、プログラム・グループ紹介、第1部と第2部（一部抜粋）の資料を市のホームページに掲載しております。</p> <p>また、本計画書案の 41 ページに記載していますように、地域福祉フォーラムは2年に1回開催することから、次回は令和3年度の開催を予定しております。</p>	無